

秦野市職員の給与に関する条例等の 一部を改正することについて

近年、民間給与や物価の上昇傾向が続いていること、また、本年8月の人事院勧告においても俸給月額や期末勤勉手当の支給率などの引き上げが示されました。

そこで、本市でも、これらの状況を踏まえ、人事院勧告などを踏まえた給与などの改定を行うため、「秦野市職員の給与に関する条例」、「秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」、「秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」および「秦野市特別職職員の給与等に関する条例」の一部を改正します。

1 秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 改定内容

人事院勧告などを踏まえ、本市職員の給料月額、期末勤勉手当の支給率ならびに交通用具の使用に係る通勤手当の上限額を引き上げます。

ア 給料

(ア) 引き上げ額

月額 8,700円～12,100円

(給料表の平均改定率 約3.3%)

(イ) 初任給の引き上げ

大卒：230,000円 → 242,000円 (+12,000円)

短大卒：213,600円 → 225,600円 (+12,000円)

高卒：201,000円 → 213,100円 (+12,100円)

イ 期末勤勉手当

年間の期末勤勉手当を0.05月分引き上げて、一般職員および会計年度任用職員は4.65月分に、再任用職員は2.45月分に、特定任期付職員は3.7月分とします。

ウ 通勤手当

交通用具の使用距離の区分に応じて支給する上限額を24,400円から25,900円に引き上げます。

(2) 施行日

公布の日とし、給料表と通勤手当の改定は令和7年4月1日、令和7年度期末勤勉手当の支給率は同年12月1日から適用します。

2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(1) 改定内容

近年の民間給与や物価の上昇、県内各市との均衡などを踏まえ、報酬額 7,800 円としている職について、報酬額を 9,600 円に引き上げます。

(2) 施行日

令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

3 秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正

(1) 改定内容

人事院勧告などを踏まえた本市職員の期末勤勉手当の改定に準じて、市長、副市長および教育長の期末手当支給率を 0.05 月分引き上げて 4.45 月分とします。

(2) 施行日

公布の日とし、令和 7 年 12 月 1 日から適用します。

問い合わせ

人事課給与厚生担当 電話 0463（82）5120